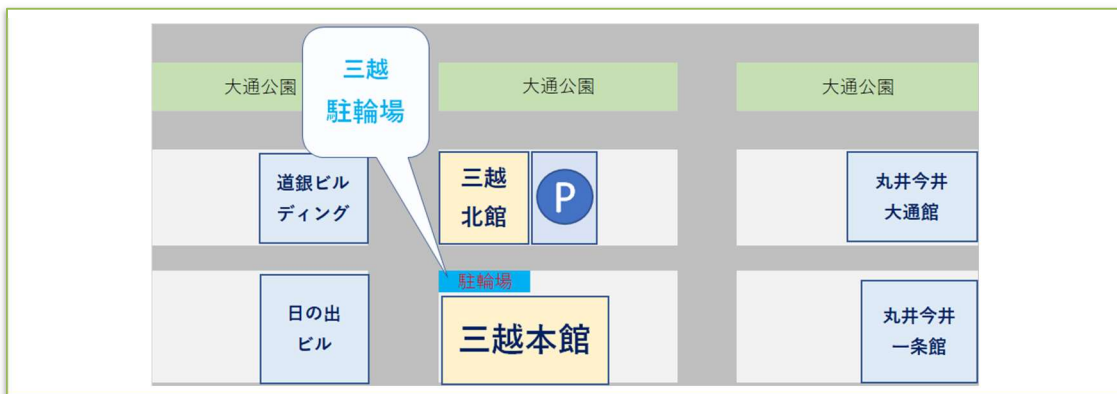


大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

この度、株式会社三越伊勢丹、清水建設株式会社は、大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく変更の届出を令和5年11月15日に札幌市へ提出いたしました。つきましては、同法施行規則第11条2項に基づき、当該届出等の要旨について掲示いたします。

大規模小売店舗の名称及び所在地	名 称 札幌三越 所在地 札幌市中央区南1条西3丁目8番地
建物設置者の名称及び所在地	株式会社三越伊勢丹 代表取締役 社長執行役員 細谷 敏幸 東京都新宿区新宿3丁目14番1号 清水建設株式会社 投資開発本部 常務執行役員本部長 鷲見 晴彦 東京都中央区京橋2丁目16番1号
変更事項	駐輪場の収容台数（変更前：30台→変更後：0台）
変更年月日	令和6年7月15日
変更する理由	店舗利用者以外の利用が多い一方で、店舗周辺の駐輪場収容台数が充実し、三越としての駐輪場を廃止しても、店舗利用者の利便性が損なわれないため。 ※駐輪場は廃止後にシェアサイクル駐輪場として整備予定です。
掲示期間	令和6年3月25日まで



○ 届出書の縦覧について

場所：札幌市役所本庁舎2階市政刊行物コーナー

期間：令和5年11月24日～令和6年3月25日（土曜、日曜及び国民の休日に関する法律に規定する休日を除く）

午前8時45分～午後5時15分（午後0時15分～午後1時を除く）

○ 意見書の提出について

同法第8条第2項の規定に基づき、本件届出に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、令和6年3月25日までに、札幌市へ意見書を提出することができます。

本件に関するお問い合わせ先 ㈱札幌丸井三越 総務・経営企画部 011-205-1040